

八日市南ロータリークラブ「グリーンふくろう基金」規定

ロータリークラブの主たる目的は地域社会、職業と世界中での奉仕です。

八日市南ロータリークラブでは地域社会奉仕プロジェクトとして15周年記念事業「グリーンふくろう基金」を設立しました。

10周年記念事業で設立した「ふくろう基金」をより地域社会の人々に密着し、自然からの授かり物をその原資とすることにより様々な事が学習できるようにしました。

私たちに出来ることは決して多くありません。しかし、地域で様々な「奉仕活動」を展開されている多くの人たちと関わり合うことにより幅広い「奉仕活動」が出来ると思います。

八日市南ロータリークラブは地域の皆さんと共に、私たちが目指す「奉仕の理想」を追求するとともに、街づくりも共に学びたいと思います。

手を取り合い未来に歩をすすめるために「八日市南ロータリークラブ・グリーンふくろう基金（GOF）」を創設します。

（趣旨）

- 第1条 本基金は、八日市南ロータリークラブと志を同じくする団体、個人への支援を目的とする。
- 2 本基金運営を通じて八日市南ロータリークラブは、支援する団体、個人の活動の一助となるように基金を活用する。
 - 3 本基金の支援を通じて八日市南ロータリークラブは、支援団体、個人から社会奉仕の活動を学び、八日市南ロータリークラブの社会奉仕活動の活性化を図る。
 - 4 本基金の原資が自然からの授かり物であることを認識し環境問題も学習する。

（支援対象者）

- 第2条 東近江市及び日野町で活動する団体、個人を対象とする。
- 2 文化芸術、スポーツ、社会福祉、環境保全、青少年育成、国際親善、教育その他の活動を行っている団体、個人を対象とする。
 - 3 営利、宣伝、政治、宗教等の活動を目的とする団体または個人は対象外とする。

（支援金）

- 第3条 毎年総額30万円を限度とし、太陽光発電機が稼働する限りの事業とする。
- 2 個人、団体への支援金は、1件につき2万円以上30万円以下とする。
 - 3 複数年度の支援金を受けることができる。

（基金委員会及び選考委員会）

- 第4条 基金は八日市南ロータリークラブの会長が管理する。
- 2 八日市南ロータリークラブの社会奉仕委員会にグリーンふくろう基金委員会（GOF委員会）を設ける。
 - 3 ふくろう基金委員会は、ふくろう基金の募集、管理、及び選考委員会の運営を行う。
 - 4 選考委員会の委員は7名程度とし会長が指名する。

- 5 選考委員会の委員長は、会長が委員長となる。
- 6 選考委員会には必要に応じて八日市南ロータリークラブ会員以外の学識経験者を委員会に招聘することができる。
- 7 選考委員会は申請した団体、個人の中から本基金の趣旨に適合した団体、個人を選考委員会の協議により選考し、八日市南ロータリークラブの理事会の承認を得なければならない。

(応募および期間等)

- 第5条 別に定める八日市南ロータリークラブ「ふくろう基金」申請書(様式1)に基づき応募を求める
- 2 毎年、1月から3月の間に募集を行う。
 - 3 募集締め切り後、選考を行い、6月末日迄に発表する。
 - 4 その他、必要な事項は、ふくろう基金委員会にて協議し、理事会の承認を得る。

(授与式、発表)

- 第6条 支援する団体、個人が選考された後、支援金決定通知を発送し授与式を例会にて行う。

(事後報告、その他)

- 第7条 支援した団体、個人から、1年間の事業報告を別に定める報告用紙(様式2)に基づき報告を求める。
- 2 支援した団体は、例会に招聘し事業報告を求めることがある。
 - 3 その他本基金に関する内規を定める。
 - 4 基金規定および内規に定めのない事項はふくろう基金委員会にて協議する。
 - 5 申請者に著しく虚偽の事実があった場合には、支援金の返還を求めることがある。

(寄付)

- 第8条 地域に必要とされている団体、個人に対しては、本規定第5条にある応募申請の有無にかかわらず、グリーンふくろう基金を活用して寄付をすることが出来る。但し、会員の発議により選考委員会にて選考し、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

本規定の変更についてはふくろう基金委員会にて協議し、八日市南ロータリークラブの理事会にて承認を得る必要がある。